

# 1840年代英国土地貴族の所領経営

——デヴォンシア公爵家の家産管理と負債問題——

阿 知 羅 隆 雄

## はじめに

「ヴィクトリア初期」において、英国土地貴族は、一方では、18世紀中頃以降急速に前代未聞の高い水準にまで富を蓄積した新しい社会階級・都市の新しい富の抬頭によって、これまで誰もが認めてきた英国支配階級としての自らの社会的・政治的地位を脅かされるという危険に晒され、他方では、それを裏づけるかのような多額の負債に呻吟していた<sup>1)</sup>。1840年代のバッキンガム公爵の破産はかれらを震撼させた<sup>2)</sup>。

しかし、1850年代に始まる「ヴィクトリア繁栄期」に事態は一変する。世界市場における英国の位置が土地に与える経済的潜勢力を基礎に、土地貴族は、農業的事業だけでなく、鉄道、港湾、鉱山、製鉄等の非農業的事業に積極的に関与し、増収と収入源泉の多様化によって支配階級としての強靱な生命力を維持した。

ところで、新しい富の抬頭の時期は、土地貴族の富の管理において大きな変化が生じた時期でもあった。特に大所領についていえることであるが、産業革命および農業革命の進展とともに、フルタイムの管理者から構成される所領経営「固有の組織」（所領の多様化と技術の進歩による所領業務の多様化および「管理上の専門的知識水準」の上昇、所有者と管理者の責任分担、管理業務の

1) ヴィクトリア初期の負債について、その原因、程度、社会・経済的意味をめぐって、1950年代のD・スプリングとF・M・L・トムスン、1980年代のスプリングとD・キャナダインとの周知の論争がある。これについては、拙稿「19世紀イギリス大土地所有貴族と抵当債務—二つの『英国貴族の歴史像』の紹介を中心に—」（『北見工業大学研究報告』第23巻第2号1992年）。

2) F.M.L.Thompson, The End of Great Estate, *Economic History Review*, 2nd Ser. Vol. VIII, No. 1, 1955.

標準化と専門化）、いわゆる「近代的所領管理機構」が形成された。<sup>3)</sup>

繁栄期の土地貴族による柔軟な対応の基礎に、世界市場の位置が英国の土地に与えた経済的潜勢力が存在したとすれば、その経済的潜勢力の経済的実現を可能にしたのは近代的所領管理機構であった。負債問題はそれによって克服されるべき19世紀土地貴族の課題であった。

本稿は、第6代デヴォンシア公爵（在位1811-1858）家の所領管理機構と地主財政を対象に、ヴィクトリア初期における英国土地貴族の家産管理がどのように行われていたのかを明らかにすることを課題とする。1840年代に、同家の負債と財政再建をめぐる、23歳で同家のお抱え庭師として雇用されたあのジョセフ・バックストンと全所領の管理に責任をもつ総差配人を、二つの極に論争が展開された。この論争は、ヴィクトリア中期および後期における英国土地貴族の家産管理を見通すうえで示唆的である。本稿は、この検討に先立つ、そのための準備作業でもある。<sup>4)</sup>

## I 総差配人と所領管理機構

### （一）資産形成

大ブリテンとアイルランドを対象とした1870年代の全国土地調査——1086年のドゥームズデイ調査に次ぐ二回目の全国的調査、報告書は通常『新ドゥームズデイ・ブック』と呼ばれる——によれば、キャベンディッシュ家の所有規模は198,578エーカーで第7位、その地代収入は180,750ポンドで第2位であった。<sup>5)</sup> まず、資産形成の視点からこの地主家族のファミリー・ヒストリーを一瞥して

3) J.V. Beckett, *The Aristocracy in England 166-1914*, 1986, pp. 134-156. ベケットは、所領経営に関する研究を広範に渉猟し、それらを整理・総括しているが、それによれば、18世紀初頭においては「所領の数だけ管理の形態があった」が、19世紀にはいるとそれは「標準化」・「専門化」される傾向があった。近代的所領管理の成立を示す指標として19世紀初頭の「専門化」に伴う「旧い執事」に代わる「土地差配人の出現」やその訓練の機関である1845年の王立農業大学の設立が挙げられる。

4) ここで使用する資料の多くは、ダービシアのChatsworth HouseにDevonshire Collectionsとして所蔵されたものである。その表記は、Chatsworth MS.《資料番号》、《資料名》の順に従う。

5) John Bateman, *The Great Landowners of Great Britain & Ireland*, 1883, p. 130.

おこう。

同家の歴史は、1380年にケンブリッジ大学総長に就任し、翌1381年に王座裁判所長官としてあのワット・タイラーの乱の鎮圧に関与し、その恨みを買って、同年ジャック・ストローの反乱軍に殺害されたサー・ジョン・キャベンディッシュにまで遡ることができるが、資産形成という点では、かれの直系の子孫で「キャベンディッシュ家の基礎を築いた人物<sup>6)</sup>」と目されるサー・ウィリアム・キャベンディッシュ (1505-1557) から始めるべきである。この人物は、1530年修道院解散のための委員、1541年王室増収裁判所会計検査官、1546年王室財務府長官、枢密院議員となり、ヘンリーVIII世 (在位1513-1547)、エドワードVI世 (在位1547-1553)、メアリーI世 (在位1553-1558) の3国王に仕えた寵臣であった。この間に、旧修道院領を国王から贈与され、同家の資産形成の第1歩<sup>7)</sup>がふみだされた。

1553年に、かれは、ダービシアのジョン・ハードウィック (John Hardwick) の娘、エリザベス (1527-1608) と3度目の結婚をしているが、このとき、既得の所領を売却し、妻の父が所有するハードウィック・ホール近くのチャッツワースとその周辺に大規模な土地を購入した。また、この婚姻によって、同家の土地資産はさらに拡大した。エリザベスは、ハードウィック家の女相続人であっただけでなく、彼女自身、W・キャベンディッシュとの婚姻を除き、3度の結婚により資産を増やしている<sup>8)</sup>。それらの資産を彼女はW・キャベンディッシュ

6) Henry Leach, *The Duke of Devonshire : A Personal and Political Biography*, 1904, p.7. 同家のファミリー・ヒストリーについては、上記以外に、Llewellynn Jewitt, *Chatsworth*, 1872, rep.1991, Francis Bickley, *The Cavendish Family*, 1911, Duchess of Devonshire, *The House : A Portrait of Chatsworth*, 1982によって整理した。また必要に応じて、*The Dictionary of National Biography*を参照した。紙数の関係および煩雑さをさけるために、必要がない限り、以下のファミリー・ヒストリー部分では出所を明示しない。

7) 贈与された土地は、Hertfordshire, Lincolnshire, Shropshire等の土地であった。Llewellynn Jewitt, *op.cit.*, p.68-69.

8) Leach, *op.cit.*, p.7-8, Llewellynn Jewitt, *op.cit.*, pp.68-71. 彼女の第1回目の結婚は14歳の時であったといわれる。1人目はBairley-by-DronfieldのRobert Barley, 2人目はW. Cavendish, 3度目は「巨大な所領の所有者」であるSir William St. Loe (エリザベス女王近衛兵隊長), 4度目は, The Sixth Earl of Shrewsbury (d.1607-8) である。

との第2子ウィリアム（初代デヴォンシア伯爵）に相続させ、同家の資産に付け加えた。

また彼女は、1553年に開始されたチャッツワース・ハウスの建設を、夫の死後、80,000ポンドの巨費を投じて完成させた。この豪壮なエリザベス朝邸宅は、現在も当地にその勇姿を残している。キャベンディッシュ家は、ウィリアムとその妻エリザベスの時代に、同家の資産所有の拠点ともいべきチャッツワース・ハウスと広大なダービシア所領を築いた。

その後、同家は、1605年にキャベンディッシュ男爵、1616年にデヴォンシア伯爵を授爵し、社会的地位を上昇させた。ピューリタン革命で同家は王党派として参戦し、敗北の難を逃れてフランスに亡命したが、共和制の消滅とともに復権し、資産を維持した。第4代デヴォンシア伯爵ウィリアム・キャベンディッシュ（1640-1707）は、ホイッグを主導し、名誉革命ではオレンジ公ウィリアムを招聘した7名の貴族の一人となり、王室執事長として戴冠式の采配を揮った。これにより、かれは1694年にデヴォンシア公爵を授爵し、同家に爵位の最高位をもたらしている。

ところで、資産形成という点で注目されるのは18世紀の2つの婚姻である。第1は、1748年の第4代公爵（1720-1764）とレディ・シャーロットとの結婚である。第4代公爵は、1754年から終生アイルランド大蔵卿とコーク州知事に就き、1755-56年のアイルランド総監を経て、1756-1757年に英国首相を務めた人物である。かれの妻は、バーリントン・アンド・コーク伯爵リチャード・ボイルの相続人であり、その彼女との婚姻は、アイルランドのウォータフォードにあるリスモア城とアイルランドの広大な所領、ランデスバラ・ホールおよびボルトン・アビィとヨークシア所領、ロンドンのバーリントン・ハウスとミドルセックスのチェスウィック・ハウスを新たに同家の資産にもたらした。

9) トマス・ホブス(1588-1679)が、家庭教師としてChatsworth Houseに住み込み、第2代伯爵(1591-1628)とその息子である第3代伯爵(1617-1684)を教育したと伝えられる。ピューリタン革命期における王党派・亡命、共和制の崩壊とともにホイッグを主導、名誉革命における指導的役割といった同家の政治的態度を、ホブスの「絶対主権論」が持つアンビバレントな性格との関連で検討することは有意義であろう。ここでは指摘のみ。

第2は第4代公爵の三男、ジョージ・オウグスタス・ヘンリー・キャベンディッシュ（1754-1834、1831年に再興バーリントン伯爵を授爵）と第7代ノーサンプトン伯爵の相続人、レディ・エリザベス・コンプトンとの婚姻である。この婚姻によって同家はコンプトン・ハウスとサッセクス所領を資産に加えた。

この他に、資産形成という点で注目されるのは、1754年の未婚のサー・ウィリアム・ローザーの死後、その従兄弟第3代公爵（1698-1755）の次男がその資産を相続することにより、ホーカー・ホールとランカシア所領を同家の資産に加えていることである。<sup>10)</sup>

同家は18世紀末頃までに、2つのタウン・ハウスと8つのカントリー・ハウス、そしてイングランド11州とアイルランドに20万エーカーを超える土地所領を所有するに至った。ただ、キャベンディッシュ家所領は、第4代公爵によって、ホーカー・ホールとランカシア所領、コンプトン・ハウスとサッセクス所領がバーリントン伯所領に設定され、公爵所領と伯爵所領に分割されている。1858年に第2代バーリントン伯爵ウィリアム・キャベンディッシュ（1808-1891）が公爵位を継承したことによって、再び統合された。われわれが対象とするのは分割された後再統合されるまでの公爵所領である。

以上が、資産形成を中心にみたキャベンディッシュ家の簡単なファミリー・ヒストリーであるが、そこにみるのは、旧土地所有が、市民革命で破壊されずに身を全うし、ブルジョアの発展に適應しつつ、近代土地所有へと自らを転身させるという英国近代的土地所有の形成に相應しい、英国土地貴族の姿といえよう。では、この広大な土地所領がどのように管理されたのだろうか。

## （二）近代的所領管理機構

### （1）所領経営の基本と管理機構

「土地資産から生じる利益のほか、土地所有者が見逃すことのできない大切なことがある。かれは普通の資産の所有者とは本質的には異なる。かれは土地を所有するだけでなく、その土地の住民をも所有している」。したがって

10) Lady Cavendish, *Holker Hall and Gardens*, 1993, pp.3,5.

「ある領地の所有者は、住民に対して政府そのものよりも無限に大きな支配力を持っている<sup>11)</sup>」。これは、19世紀初頭に著された所領経営の指南書ともいべきW・マーシャル『イングランドの土地資産について』第3部「土地資産の管理」の冒頭であって、所領経営の大前提となる土地資産の特殊性と、それを踏まえた所領経営の最も基本的なあり方が述べられた部分である<sup>12)</sup>。

ここで示された所領経営の基本とは、土地所有者が、土地資産と同時にその住民をも管理の対象としつつ、この両者に対する土地所有者としての支配を実現し、それを通じて「土地からの収益」の極大化をはかるということである。

同書では、所領経営は、土地所有者あるいはその代理人を頂点としてその用人から構成される独自の管理機構によって遂行され、その機構は、土地およびその住民に対する土地所有者の支配を実現する機関、すなわち土地所有者の「地域支配の法廷 (Court of Superintendency)<sup>13)</sup>」として機能しなければならない、とされている。

実際にも、19世紀英国土地貴族の所領経営にはそのような独自の管理機構が存在していた。複数の土地管理人 (bailiffs) を従えて、資産管理、地代徴収、記帳、借地人の管理をその基本的職務とする在地差配人 (resident agent) が、所領の所在する各地方に配置され、その上にかれらを統轄し、所領の中央管理を果たす総差配人 (supervisory agent or chief agent) が置かれていた。しば

11) William Marshall, *On the Landed Property of England*, 1804, p.334. 英国土地貴族およびCavendish家の所領管理機構については、拙稿「19世紀中葉期イギリスのファーンズにおける地主掌握下の鉄道建設」(京大経済学会『経済論叢』第136巻5・6合併号1985年) および「19世紀中葉期イギリスにおける大土地所有貴族の企業活動と家産管理」(『北見工業大学研究年報』第22巻第1号1990年) で立論の必要上断片的に言及したが、ここでは改めて若干の新資料を踏まえ整理している。

12) これは、富およびその源泉 (= 土地自然と人間自然) のかつての掌握者である封建領主の所領経営について述べたものとも思われるが、出版された時期から、イギリス革命後のそれについて述べたものであることは明らかである。この一見封建領主のそれをイメージさせる所領経営の理念は、イギリス革命における土地変革の核心、すなわち地主的道の勝利による地主的な大土地所有の「私有権としての領主権」(尾崎芳治「イギリス革命の土地闘争」, 堀江英一編『イギリス革命の研究』1968年, 292ページ) ともいべき性格とかかわらせて理解されなければならない。

13) W. Marshall, *op.cit.*, p.341.

しば、この総差配人の下に、法律家、会計士、測量技師、炭鉱代理人などの専門スタッフを含む所領本部事務局が形成されていた<sup>14)</sup>。

1806年の「差配人への一般指示書」において、第2代ノーサンバーランド公爵が「所領はわたくしのものであって、指揮することは所領経営におけるわたくし固有の職分である<sup>15)</sup>」と明示したように、最高指揮権は所領所有者に帰属することは自明である。かれの最高指揮権を前提にしながらも、総差配人は、所領経営について詳細な情報を収集し、それを土地所有者に報告するだけでなく、所領経営全般にわたる日常的な指揮・監督機能を果たしたのである。

## (2) キャベンディッシュ家の所領管理機構

19世紀のキャベンディッシュ家の所領管理機構も、同世紀初め頃にその全容をほぼ整えていたといわれる。それは、公爵を頂点にして総差配人—在地差配人—土地管理人から構成される「高度に分化された職能的な階層制」を形成するものであった<sup>16)</sup>。

19世紀に入り、キャベンディッシュ家の総差配人の地位に就いていたのは、サー・ジェームス・アバークロンビー (1776-1858)、ベンジャミン・カリイ (1786-1848)、その息子のウィリアム・カリイ (1819-1886) であった。アバークロンビーは、1811年の代替わりの時に、先代の負債問題を解決するために所領経営の全権を委ねられ、この職務に就いたようである。かれは、スコットラ

14) 管理機構についての整理は、D. Spring, *The England Landed Estate in the Nineteenth Century: Its Administration*, 1963, pp. 1-18によるが、これについては他にも、S. Pollard, *The Genesis of Modern Management*, 1965 (山下幸夫他訳『現代企業管理の起源』1983年)、Eric Richard, *The Land Agent*, in G. E. Mingay ed., *The Victorian Countryside*, 1981がある。

15) MS. General Instruction to Commissioners and Auditors, 1806, quoted in D. Spring, *op. cit.* p. 11.

16) Lindsay Proudfoot, *The Management of a Great Estate Patronage, Income and Expenditure on the Duke of Devonshire's Irish Property c. 1816 to 1861*, *Irish Economic Society History* XIII 1986, p. 35.

17) James Lees-Milne, *The Bachelor Duke: A Life of William Spencer Cavendish 6th Duke of Devonshire 1790-1858*, 1991, pp. 18-19. 英国武官の名門の出身で、Sir Robert Abercromby (1740-1827) の三男。かれ自身、1827年に法務総監、1830年にスコットランド財務府長官、1834年にグレイ内閣造幣局局長、1835年から39年まで庶民院議長を務めている。

ンド出身の法廷弁護士で、このとき既に庶民院議員であった<sup>17)</sup>。

かれが総差配人の地位に就いていたのは26年までで、その後は、B・カリイがそれを引き継いだ。1920年頃に作成されたと思われるチャッツワース所蔵の「司書ファイル」によれば、B・カリイは、ケント州ドートフォード（Dartford）の教区牧師の子弟であるが、このときには、貴族院秘書官を務め、ロンドンのバッキンガム・ゲイトに事務弁護士事務所を開業していた。同ファイルは、かれが「閣下の全所領に対する監査役あるいは執事長」に就いたことを証明する1827年6月9日付「任命証書」の存在を確認している。しかし、同ファイルは、それ以前に既に「類似の職務」に就いていたとし、それを1816年頃としている<sup>18)</sup>。その根拠としているのは、バックストンの在地差配人がB・カリイに宛てた1817年1月18日付の書簡の存在である。

ファイルに載録された書簡では、「デヴォンシア公爵の事業に関するあなた宛のアパークロンビイ閣下の指示書を受け取りました」と記されており、恐らく同ファイルが指摘しているようにB・カリイの所領管理への関与は1816年頃であったことはほぼ間違いないと思われる。同ファイルが指摘する「類似の職務」ということから判断すれば、1826年まで、B・カリイは、アパークロンビイの下にあって、かれに代わって、所領経営全般の指揮を揮っていたとするのが妥当であろう<sup>19)</sup>。

ともあれ、B・カリイが総差配人になって以降、カリイ家は3代にわたってほぼ1世紀の間その地位にあった。B・カリイは、かれ以前の総差配人が「富裕な法律家で自らも地主」であったのとは違って、「上層中流階級」に属する「専門家」であった。かれの採用は、ナポレオン戦争後の農業危機に直面した

18) Devonshire Collectionsに納められたこの「司書ファイル」は、1916年に退職したチャッツワースの司書が、Marquess of Hartington (1917-1944) の要請を受けて、B・カリイと所領管理に関わった同家の人物および歴代の総差配人について、1921年以降にまとめたものである。

19) カリイの総差配人就任については、プラウドフットが27年とし、現公爵夫人が28年としている。恐らく「任命証書」の日付を根拠にしているのであろう。しかし、両者ともかれの所領経営への関与の始まりについての言及はみられない。The Duchess of Devonshire, *The Estate : A View from Chatsworth*, 1990, p.3.

多くの土地所有者の経営改善の試みと同じように、キャベンディッシュ家の所領経営への「ひとつの新しいプロフェッショナリズム」の導入を標すものと見做される。<sup>20)</sup>

キャベンディッシュ家の所領はイングランドとアイルランドに偏在し、各地域に1名の在地差配人が配置され、在地差配人は、補佐役として複数の土地管理人を従え、資産管理、地代徴収、記帳、借地人管理、土地改良事業の監督等を日常的な所領管理業務としていた。管理費用や土地改良費用等の所領経営費用は当該所領の地代粗収入で賄われ、各地の所領は「自律的な事業単位」として<sup>21)</sup>管理されていた。

しかし、「自律的」とはいえ、在地差配人は、公爵と総差配人が作成した一般的な管理原則——「支配と利益 (Power and Profit)<sup>22)</sup>」——に厳密に従って事業を指揮することを義務づけられた。換言すれば、かれらは、公爵に代わって当該地域に対する同家の「支配」を実現し、またそれを通じて「土地からの収益」を極大化することを義務づけられていたのである。そしてかれらは、地代粗収入から所領経営費用を控除したものを「送金」としてロンドンのカリイ事務所へ送り、年帳簿や報告書を提出しなければならなかった。

在地差配人から「送金」、年帳簿、事業報告書を受け取り、かれらを直接統

20) *Ibid.*, p. 35. B・カリイは1834年に初代パーリントン伯の総差配人を兼ね、Cavendish家全所領の経営・管理の責任を負う。48年の貴族院での殉死後、かれの地位は、息子のWilliam Currey, 1886年にかれの二人の息子Charles Herbert Currey (1849-1902)とFrancis Alfred Currey (1851-1931)に引き継がれ、フランススは、カリイ事務所の他のメンバーとともに、1916年までこの地位にあった。

また、アイルランド所領に関しては、1817年にB・カリイの兄、William Samuel Curreyが在地差配人に任命され、1839年にその職を、かれの息子Francis Edmond Currey (1814-1896)が引き継ぎ、81年に息子のChetwode Hamilton Curreyに引き渡すが、息子の死去のため、83年に再び任命され、85年にこの職を辞している。これ以外にも、W・カリイの弟Henry Curreyが、建築士として公爵領のバックストンヤイーストボーンのリゾート開発に積極的に関与している。以上「司書ファイル」、David Cannadine, *Lords and Landlords; the Aristocracy and the Towns 1774-1967*, 1980, pp. 305-6より整理。

21) Lindsay Proudfoot, *op. cit.*, pp. 37-38. 場合によっては、在地差配人の全般的指揮の下で「半自律的単位」(a semi-autonomous unit)として地方所領を管理する副在地差配人(sub-agent)や在地管理人(local bailiff)が配置されることがあった。たとえばアイルランドのバンドン所領、ヨール所領、ダンガヴァン所領がそうである。

22) *Ibid.*, p. 38.

括し、指揮していたのが、総差配人であるカリイ家である。同家は、会計士と事務弁護士を兼ね、その事務所は、法律家、会計士、測量技師、建築士等の専門スタッフを含む所領本部事務局を形成していた。公爵の最高指揮権を前提にして、総差配人は、各地の所領経営についての詳細な情報を収集し、公爵に報告するだけでなく、経営計画を策定し、それに基づいて、全所領にかかわる日常的な指揮・監督機能を遂行していたのである。

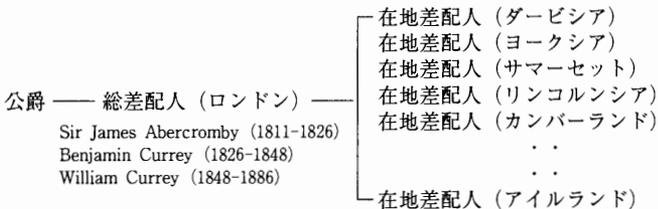
このように、キャベンディッシュ家の所領は、各地に在地差配人を配置し、総差配人であるカリイ家のロンドン事務所を中枢とする管理機構によって管理されていた。

## II ロンドン送金と地主財政

### (一) 地方所領財政

各地の在地差配人——総差配人——公爵という秩序をもった所領管理機構を概念図で示したのが、第1図である。地主財政も、この関係に照応して、二つのレベルから構成されている。いま仮に在地差配人が管理する地方所領財政を地方財政とすれば、全所領の管理拠点であるチャッツワースを中心とする公爵家財政は中央財政とよぶべきものであろう。この二つの地主財政が、またその両者の関係がどのようなものであったのかについてみてみよう。

第1図 キャベンディッシュ家所領管理機構



この検討に資するのは、《在地差配人から総差配人に報告される各所領の収支報告書》と《総差配人が公爵に提出する収支報告書》である。資料の制約からアイルランド所領の財政を取り上げざるをえないが、それを地方所領財政を示す事例として考察しよう。第1表は、アイルランドの在地差配人フランシス

・E・カリイが作成した1844年3月25日時点のバランス・シートである。このとき、アイルランド所領は、リスモア城を拠点に、バンドン、ヨール、ダンガーヴァンに広がる63,000エーカーの大規模なものであった。

第1表 アイルランド所領の収支 (1843.3.26-1844.3.25)\* (単位 ポンド)

収 入		支 出	
受領地代総額**	42,732	(1) 閣下の口座への送金	25,500
雑収入	1,265	(2) リスモアとタロウ・キマタルーンでの工事	3,292
		(3) 免疫地代と直属受封者地代	540
		(4) 補 償	686
		(5) 租税, 救貧税等	867
		(6) 臨時諸経費	896
		(7) 寄付, 学校, 慈善等	2,396
		(8) 森林と植林	771
		(9) 農 場***	347
		(10) 法務費用	41
		(11) 邸宅支出 (391)	
		(12) リスモアの庭園維持費 (227)	618
		(13) バンドン諸経費	502
		(14) ヨール諸経費	462
		(15) ダンガーヴァン諸経費	777
		(16) 10分の1税地代請求額	3,226
		(17) 管 理	3,065
合 計	43,997	合 計	43,997

\* 原表はシリング以下の額が記されているが、煩雑さをさけるために削除した。支出額の場合、合計額が諸項目額の合計と一致しないのはこのことによる。

\*\* 徴収されるべき「地代および教会委譲10分の1税地代請求額 (1843年3月25日と11月1日満期)」のうち実際に徴収された額である。

\*\*\* 2つの農場名が記されているが、判読不能であるため、農場とした。恐らく直営農場であると思われる。

(出所) Chatsworth MS. 214, Francis E. Currey, *Statement of Income and Expenditure on Irish Estate, 25 March 1844* より作成。

収入は、徴収されるべき「地代および教会委譲10分の1税地代請求額」のうち実際に「受領した地代総額」と「雑収入」から構成されている。徴収されるべき「地代」は、主として農場借地料と家賃とからなっている。「10分の1税地代」は、「委譲」という言葉からも窺われるように、その徴収を国教会から委譲され、徴収したのち地主が納税者に代わって、国教会に納税するものであ

23) Chatsworth MS. 231-a, b, c *Mr. Paxton's Report*, June 1844. これには都市資産や漁場が含まれている。また同家のアイルランド所領を取り扱ったものとして、本多三郎「イギリス土地貴族のアイルランド所領—デヴォンシア公爵領のばあい—」(経済史研究会編『欧米資本主義の史的展開』思文閣, 1996年所収)がある。

た。したがって、それは支出項目の(16)「10分の1税地代請求額」に対応しており、地主の実際の収入は両者の差額となる。この差額は決して少なくなく徴収額の3割程度であった。<sup>24)</sup>雑収入は「木材・石材・泥炭等の売却益、家畜放牧料」、<sup>25)</sup>通行料等からなる。全収入額は4.4万ポンド弱に達している。

しかし、収入額のすべてが、公爵のアイルランド所領からの収益となるわけではない。支出欄をみれば明らかなように、公爵が取得するのは「閣下の口座への送金」であり、それは、この所領の場合にはコークを經由して銀行為替でロンドンのカリイ事務所に送られる。<sup>26)</sup>これが、所領からの収益であり、収入総額および支出総額の58パーセントを占める。「送金」を除く16費目は、アイルランドで支出され、合計額は支出の40パーセント以上になる。この費用は、地主の立場からみれば、ロンドン送金を取得するために必要とされる所領経営費用ともいべきものである。<sup>27)</sup>

では、この所領経営費用についてみてみよう。それらは、その機能および性格に着目すれば次の5つに分類される。

まず第1は、純粋に所領を維持・管理するために必要な費用、つまり「管理費」である。これには、主として在地差配人を頂点とする当該所領の管理機構を構成する人員の給与等に充てられる(17)「管理」、執事・使用人等の人件費を含むリスモア城の維持・管理費に充てられる(11)「邸宅支出」や(12)「庭園維持費」、さらに(3)「免疫地代」等、(5)「租税」や(16)「10分の1税地代」、(4)「補償」、(10)「法務費用」が含まれる。また、副差配人や在地管理人の置かれる(13)バンドン、(14)ヨール、(15)ダンガーヴァン所領の維持・管理費もそれに入る。これらの合計は10,784ポンドとなり、所領経営費用の59パーセントを占める。

24) 1869-7年の同種のバランスシートを分析したものととして本多三郎「イギリス土地貴族デヴォンシア公爵のアイルランド所領経営」(『経済論叢』第157巻第1号、1996年)がある。これによると徴収額4,214ポンドに対し支払額2,912ポンドとなっており、その差額は徴収額の3割程度である。1844年時点でもその程度と考えると大過ないだろう。

25) 本多三郎前掲論文37ページ。

26) Lindsay Proudfoot, *op. cit.*, p. 44. 所領売却金もこれに含まれる。

27) 前掲「バックストン報告」によれば、総支出に占める送金の割合はアイルランドに比してイングランドの方が高かったようである。

第2は、「所領事業費」というべきもので、(8)「森林、植林」や(9)「農場」等が含まれる。それは、直営経営の純粹経営費用である。合計額は1,118ポンドで、所領経営費用の6パーセントを占める。

第3は、リスモア等の(2)「工事」の費目で支出される所領改良費用である。これは、灌漑施設や農場用建物あるいは都市再開発等への支出を含み、資本財の改良によって収入増加が期待されるものである。<sup>28)</sup> 所領経営費用に占める割合は約18パーセントである。

第4は、(7)「寄付、学校、慈善等」の費目で計上される「パターンル支配のための支出」である。これは、土地貴族の徳目の一つとして称揚される「寛大さ」を示すものであるが、具体的には、所領内にある学校への給料の形態での寄付をはじめあらゆる宗派の教会やチャペルへの寄付金が含まれる。所領経営費用に占める割合は13パーセントである。決して少なくない額である。

最後は(6)「臨時諸経費」である。これは最も大きなバリエーションを示すといわれる。リスモア城の再建や、ここを訪れた公爵の夜会等を含む滞在費等がこれに含まれる。これは貴族固有の「誇示的支出」に含まれる。

以上が、地方所領としてのアイルランド所領の収支であるが、これを、先に述べた所領経営の基本原則の視点から位置付ければ、次のようになるだろう。もちろん、土地独占が借地関係と地代収入、そして地域支配の前提であるが、土地貴族は、「管理費用」によって「地域支配の法廷」としての所領管理機構を維持し、また「所領事業費」や「所領改良費」によって借地人への支配を強め、パターンル支配のための費用によって住民生活への支配も実現し、総じて、自らの「地域一円支配」<sup>29)</sup>を実現するのである。所領経営費用は、総差配人B・カリィの言葉を借りれば、「所領という資産に付随する権威 (magnificence) ,

28) 当時、灌漑施設や農業用建物に対する地主の改良投資は、投資額に対し5パーセントの利子を借地農から地代として徴収することが期待されていた。それについては、前掲「バックストン報告」やChatsworth MS. 463, *General Statement of Income and Expenditure on Duke's Estates in England and in Ireland*, July 1846で指摘されている。

29) 本多三郎前掲論文48ページ。

30) Chatsworth MS. 251, Benjamin Currey to the 6th Duke of Devonshire, 24 Aug. 1844.

権力 (power) および影響力 (influence)<sup>30)</sup>」を実現するものなのである。したがって、アイルランド所領のバランス・シートは、土地資産だけではなく同時にその住民をも管理の対象にしつつ、この両者に対する土地所有者の支配を実現し、それを通じて「土地からの収益」(＝ロンドン送金)の極大化をはかるという原則を表現するものであった。

## (二) 公爵家財政

各地方所領からのロンドン送金が公爵家財政の主たる収入を形成する。チャッツワース・ハウスを拠点に展開される公爵家財政のバランス・シートを手がかりに、中央財政についてみてみよう。第2は、後に紹介する1844年6月に作成されたB・カリイの「報告書」に記されたバランス・シートと、46年7月にほ

第2表 1844・46年の収支

(単位 ポンド)

収 入		支 出			
項 目	1844. 6	1846. 7	項 目	1844. 6	1846. 7
差配人送金 (イングランド)	72,000	58,000	(1)利子と年譜金	50,000	24,000
同 (アイルランド)	22,500	26,000	(2)執 事	30,000	30,000
保留金・地代 (チャッツワース)	12,700	12,400	(3)閣下取り分	7,500	5,800
同 (ハードウィック)	2,000	2,500	(4)雑 費	3,500	4,000
同 (ポールトン)	2,300	2,000	(5)チャッツワース庭園、屋敷および道路維持	10,250	10,440
同 (ランデスバラ)	800	—	(6)チャッツワース狩猟場、諸税および慈善	4,500	4,732
			(7)チャッツワース・ハウスの修復	2,000	3,500
			(8)ハードウィック組織	2,000	2,500
			(9)ポールトン組織	2,200	2,000
			(10)ランデスバラ組織	800	—
			(11)剰余金	—	14,428
合 計	112,300	101,400	合 計	11,750	101,400

(出所) Chatsworth MS. 229, Benjamin Currey, *Statement for Consideration, June 1844*, MS. 463, *General Statement of Income and Expenditure on Duke's Estates in England and in Ireland, July 1846* より作成。

ほ同じ項目で作成されたバランス・シートから作成したものである。<sup>31)</sup>

まず収入項目について。収入項目は「差配人送金」と「保留金・地代」との二つに大別され、送金に関していえば、アイルランドとイングランドの送金が

31) 46年のバランス・シートは、残存する資料および資料リストにも、その作成者名が記されていないが、筆跡は、B・カリイの息子、ウィリアム・カリイのものである。これは、父親の指示により、息子が作成したものと思われる。また、これらは後に毎年公爵に提出されることになる「収入および支出に関する一般報告書」とほぼ同じものである。このようなバランス・シートがいつ頃から作成され始めたかは不明である。

計上され、それらの合計が、収入の大半を占めている。もう一つの収入項目である「留保金・地代」は、46年の「報告」では「地方での留保金」となっており、この場合「留保金」という用語は、1853年および54年の「一般報告書」の収入項目に「送金されるべきであった、増改築に支払われるアイルランドでの留保金<sup>32)</sup>」とあることから、本来送金されるべき額が地方所領で留保されているという意味で使われていると考えられる。留保金の項目に記された地域は、公爵家の本拠地チャッツワースを除けば、いずれも公爵家のカントリー・ハウスの所在地で、チャッツワースの周辺に位置している。公爵の甥で彼の信託者の一人であるジョージ・ヘンリー・キャベンディッシュ卿(1810-1880)がランダスバラを「チャッツワースに付属する土地資産部分<sup>33)</sup>」であるとしているが、これと同様、他の2つも「付属する土地資産部分」であろう。本拠地チャッツワースとそれに「付属する」3所領からの収益は、ロンドンの公爵口座に送金されずに保留され、帳簿上で収入項目に計上されている。

ともあれ、収入に関していえば、イングランドとアイルランドの地方所領からの送金はその大半をしめ、本拠地のチャッツワースとそれに「付属する土地資産部分」の収入がそれを補足している。

次に支出項目について。最初の費目は、負債利子と年譜金(家族への給付を含むいわゆる「家族費用」)である。44年のそれは年収の45パーセント以上を占めるが、46年にはほぼ半額に削減されている。この点については後に触れる。

費目の第2は「執事」となっており、46年のそれは個人名「リッジウエイ氏」と記載されている。この人物は、公爵家のかなり高位にある執事である。チャッツワースの「管理制度」は、家政、庭園、農場等の5つの部門から構成されていたが、かれは家政を中心とした部門の管理責任者であり、またロンドンのデヴォンシア・ハウス、ミドルセックスのチェスウィック・ハウスや避暑地ブラ

32) Chatsworth MSS. , 25-72A, 25-88A, 25-90A, *General Statements of Income and Expenditure for the Years 1849, 1853, and 1854.*

33) Chatsworth MS. 240, Ld G.H.Cavendish, Aug. 1844.

34) Chatsworth MS. 25-70A, William Currey, *Genral Statement of Income and Expenditure for the Year 1848, New Sheet 28 Feb.1849.*

イトンの別荘管理責任者でもあった。<sup>34)</sup> 額および他の費目を考慮すれば、かれに割り当てられた30,000ポンドは、チャッツワース・ハウスや他のタウン・ハウス等における公爵の生活費や人件費を含む維持・管理費として支出されたと考えられる。

第3は公爵への支払であり、これは公爵が自由に処分できるものである。<sup>35)</sup> 雑費を除き、費目の第5, 6, 7は、諸税や慈善を含むが、チャッツワースの庭園や公園、また建物の維持・修復に支出されたものである。これらの合計は20,000ポンド近くに達し、決して少なくない額である。この3つの費目に責任を持っていたのが、あとで述べるあのジョセフ・パックストン (Joseph Paxton 1803-1865) であった。

次の3つの費目は「チャッツワースに付属する土地資産部分」であるカントリー・ハウスとその周辺所領の維持管理に充てられたものである。これらの費用は、規模が小さいが、アイルランド所領と同じように、所領の「権威、権力および影響力」を実現すべく支出されたものであろう。

公爵家財政の総括表ともいうべきバランス・シートは、地方所領のそのように機能分類ではなく、属人的な分類になっていた。この傾向は、錯綜する部門の責任関係を整理し、節約をはかるために、部門の責任者を明確にした1848年以降一層強まり、少なくとも第6代公爵が死去する1858年まで変わらなかった。<sup>36)</sup> しかし、それらの支出は、総じて、アイルランド所領の場合と同じように、カントリー・ハウスを拠点に「地域一円支配」を実現するものであったことは間違いはないだろう。この点で示唆的なのは、46年の「報告書」で、総差配人が、この年の生じた剰余金14,428ポンドは、そのすべてを公爵が自由に使うのではなく、「所領での灌漑や建物の改善」に2,000ポンド、「アイルランド飢饉のような予測できない事柄」に2,400ポンドを充て、その残り14,428ポンドが

35) 公爵が自由にできる額は、収入に比して決して大きくないように思われる。但し、かれの公爵然とした生活は、他の費用によって保障されていたことを考慮されなければならないだろう。このような収入に比して少ない額と生涯借地人という地位に対し、第7代ベドフォード公爵は「年収12,000ポンドの高額を支払われる差配人」であると自らの地位を嘆いたといわれる (J.D. Beckett, *op.cit.*, p.140.)。

36) Chatsworth MS. 25-70A, William Currey, *op.cit.*

「閣下の自由な処分」に委ねられるべきであると、指摘しており、改良投資や慈善への支出が考慮されていることである。<sup>37)</sup>

ところで、リスモア城を抱えるアイルランド所領ですら収入の6割近いロンドン送金を生み出すにもかかわらず、公爵家財政では収入のほとんどが、貴族然とした生活だけでなく、チャッツワース・ハウスをはじめ6つの邸宅やその周辺所領の維持・管理に支出されている。この点に、地方所領財政との相違があるが、これらの邸宅が中央政治や外交の舞台となったことは公知のことである。第6代公爵は、ロンドンのデヴォンシア・ハウスはいうまでもなく、チャッツワース・ハウス等に女王やロシア皇帝を招き、歓待したと伝えられるが、リスモア城が地方所領の「権威、権力および影響力」実現の拠点であったとすれば、特にチャッツワース・ハウスは、それだけでなく、かれらが「英国の支配階級」であることを証す拠点でもあった。地方所領からのロンドン送金が、その財政的な支柱であった。

### Ⅲ 1840年代減債問題の事実的前提

#### (一) 公爵位継承と財政状態

第6代デヴォンシア公爵、ウィリアム・スペンサー・キャベンディッシュ(1790-1858)は、ケンブリッジ大学トリニティ・カレッジで学士号を取得した1811年に、父第5代公爵(1748-1811)の死去により公爵位とその資産を相続した。それは、イングランドおよびアイルランドに偏在する20万エーカーに達する土地と2つのタウン・ハウスと6つのカントリー・ハウスであり、その所有規模もさることながら、邸宅の数およびその壮麗さでも英国屈指のものであった。このとき、所領からの収益は年100,000ポンドを超えていた。<sup>38)</sup>

公爵が相続したのは「莫大な収入」をもたらす所領だけではなかった。第5

37) Chatsworth MS. 463, *General Statement of Income and Expenditure on Duke's Estates in England and in Ireland, July 1846*.

38) James Lees-Milne, *op.cit.*, pp.17-18. 但し、年収に関する別の研究では、1813-15年の平均年収70,000ポンドとするものがある(David Cannadine, *The Landowner as Millionaire: The Finances of the Dukes of Devonshire, c.1800-c.1926*, *The Agricultural History Review*, vol.25, Part II 1977, p.79.)。

代公爵の浪費と母親ジョージアナ・スペンサー（1757-1806）の賭博によって生じた60万ポンド近くの負債を同時に相続した<sup>39)</sup>。負債利子だけでも、収入の40パーセントに及ぶものであった。これが継承時の公爵家財政である。

ここで、かれが相続した土地資産に対する所有権の性格について述べておかなければならない。19世紀の英国土地貴族の自由土地保有権のほとんどは、継承的不動産設定に服する生涯土地保有権であった。それは、保有権を一代限りの限定的な所有権に制限することによって、所領の分割を防ぎ、所領を維持する家産相続の法的慣行であり、設定資産は売却も抵当権設定も行うことができなかった。ところが、第5代公爵は再設定を行うことなく死去したために、第6代公爵は単純不動産（in fee simple）として家産を相続した。かれの所有権は、絶対的所有権としての性格をもつものであり、土地資産の売却も抵当設定も可能であった。負債の制限は土地の担保能力と利子負担能力だけであった<sup>40)</sup>。

## （二）第6代公爵の浪費癖と負債の増大

第6代公爵は、公爵位継承と同時に貴族院議員——政治的立場はキャベンディッシュ家の伝統を引継ぎ、リベラルで、ホイッグ党支持者であったが——となり、また終身ダービシア州知事の職に就き、ダービシア州裁判所監督判事やダービ裁判所判事でもあった。1827年にかれは枢密院議員に選出され、同年ガータ勲

39) 1814年の負債額は593,000ポンドで、その利子負担は5パーセントであった。負債の原因は、①第5代公爵の1773年以後の、Buxton, Hartington, Chesterfieldでの開発投資、Huntingdonshire, Nottinghamshire, Cumberland, the East Riding, Irelandでの土地購入費用（計670,199ポンド）、②かれや愛人の浪費的生活、③妻の賭博による負債（1806年に109,135ポンド）等である。これについて、James Lees-Milne, *op.cit.*, pp.17-18, David Cannadine, *op.cit.*, pp.79.

40) 継承的不動産設定に服した土地は、イングランドにおける土地の3分の2から4分の3程度であったといわれるが、土地貴族は、家産の一部をこれから外し、父と長男による「世襲財産の共同所有権」等の自由保有権を設定し、それを抵当に資金調達を行っている（David Spring, *English Landownership in the Nineteenth Century: A Critical Note, Economic History*, 2nd.Ser. Vol. IX, 1957, pp.481-484）。また継承的財産設定は、1856年、1877年、1882年の関連法の制定により、現有保有者も単純土地保有権とほぼ同じ権限が与えられることになる。これについては、さしあたり大澤正夫「イギリスにおける土地所有権思想の変遷」（『土地所有権の比較史的研究』有斐閣 1978年）を参照。

章も叙勲されている。さらに、かれは1827年5月5日から翌年の2月18日までジョージ4世の王室財務長官として、同様に1830年11月22日から34年12月15日までウィリアム4世のそれとして宮廷に仕えた。1826年4月25日のロシア皇帝ニコライ即位式にかれは英国王室の特別使節としてロシアに派遣された。このときの使節団は規模および豪華さの点で他国の使節団に比して傑出した存在であった。使節団派遣費用は政府が認めた費用を50,000ポンドも超えたが、その超過額をかれは私費で手当した。<sup>41)</sup>

このようなかれの官職やその活動は英国支配階級に相応しいものであったが、それよりもかれを特徴づけるのは、建築や造園あるいは文学や美術品等の趣味の領域での活動であり、またそのための支出とその規模の大きさであった。伝記作者によれば、「かれは事業に煩わされるのを極度に嫌い、自らの無謀な支出への如何なる制限にも人格的な侮辱だと怒りの感情を顕わにした」といわれ<sup>42)</sup>る。

公爵の建築熱は、1819年にチャッツワースのノース・ウィングの改修工事のために建築家ジェフリ・フィアット<sup>43)</sup>(1766-1840)を雇用したときに始まるが、1826年に弱冠23歳のジョセフ・バックストンをチャッツワースの筆頭庭師として雇い入れた時から、造園熱も加わり、建設熱に拍車がかかった。

バックストンといえば、1851年ロンドンで開催された万国博覧会の水晶宮を設計した人物としてよく知られたあのバックストンである。かれは、この功績により騎士の称号を授爵し、54年にはコベントリ市選出庶民院議員となっている。バックストンは、ベッドファードシアの寒村であるミルトン・ブライントンの貧しい農夫の出身で、実兄の手ほどきで庭師となり、26年に筆頭庭師として公爵に雇用された。それ以降、バックストンは、庶民院議員の時期も含め、公爵が死去する1858年まで、公爵家の使用人の地位にあった。雇用後間もなく森

41) DNB, p. 1285. これに対し、ニコライは、St. AndrewとSt. Alexander Newskiの勲位を彼に与え、1844年の英国訪問時にはCheswick Houseを訪問している。

42) James Lees-Milne, *op. cit.*, p. 18.

43) James Lees-Milne, *op. cit.*, pp. 24, 42-3, 55, 57, 64, 91, 107, 143-4, *The Duchess of Devonshire, Chatsworth: The Home of the Duke and Duchess of Devonshire*, 1992, p. 34.

林管理者、次いで公園管理者や狩猟場管理者にもなり、かれは、家政および所領に関わるほとんどすべての問題で公爵のよき相談者であったといわれる。40年代には、これらの職務に加え、かれは、チャッツワースおよびポルトンの差配人となっただけでなく、所領経営に関して総差配人B・カリィとほぼ同じ権限を与えられた<sup>44)</sup>。公爵とかれとの関係は、主人と使用人との関係であると同時に公爵が初めてえた「刎頸の友」の関係でもあったと評価される<sup>45)</sup>。

バックストーンが設計し、建設の指揮を揮ったチャッツワースでの主たる事業は、いまでも残る大噴水やロックガーデン、水晶宮の原型となった大温室があるが、他にも、タウン・ハウスやカントリー・ハウスの増改築やチャッツワースに隣接するプライベート・ヴィレッジのエデンサーの再建等がある<sup>46)</sup>。

公爵の「支出を考慮しない」浪費癖は、建設熱に留まるものではなく、「英国最初の図書館」を目指した蔵書、美術品やコインの蒐集等においてもみられた<sup>47)</sup>。

このための臨時支出は、30・40年代だけでも70万ポンドを超えた。これは当然経常収入で賄うことができるものではなかった。資金は抵当証券等に基づく借入や土地売却によって調達された。1844年には公爵家の負債は100万ポンドに達し、公爵継承時から40万ポンドが抵当債務等で調達されている。また土地売却に関していえば、1813年のノッチングム所領の売却（229,727ポンド）、1815年の叔父パーリントン伯爵（1754-1834）へのロンドンのパーリントン・ハウスの売却（70,000ポンド）、1824年のヨークシアのウェザービー所領の売却（160,

44) Llewellynn Jewitt, *op.cit.*, pp.63-66, James Lees-Milne, *op.cit.*, pp.72-3, 77, 89, 107, D.Cannadine, *The Landowner*, pp.80-81

45) James Lees-Milne, *op.cit.*, p.73. Joseph Paxtonに関する邦語文献として松村昌家『水晶宮物語』（リプロポート、1986年）がある。

46) この巨大な温室は、全長300フィート、幅145フィート、高さ60フィートのものであった。現在は存在しない。

47) かれは、1821年に10,000ポンドでエリー司教Thomas Dampierの蔵書、1821年に20,000ポンドでJohn Kembleの蔵書を購入、1835年以降では、絵画の蒐集、また50,000ポンド以上でコインの蒐集をおこなっている。その他に30・40年代の臨時支出は、チャッツワースの増改築に302,788ポンド、家具購入に92,828ポンド、他の邸宅改築に300,000ポンド、ロシア使節団の歓迎に26,000ポンド、計721,313ポンドに達したとされる（D.Cannadine, *The Landowner*, pp.81-82.）。

000ポンド)によって、459,729ポンドが調達された。<sup>48)</sup>したがって、継承時から1844年時点までに90万ポンド近くが新たに調達され、支出されている。

### (三) 公爵家財政の総括

公爵の要請を受けて1844年6月に総差配人B・カリイは、公爵家財政の現状を「検討するための報告書」を提出している。それには、第2表で紹介した1844年時点のバンラス・シートと「1817年から1843年までの収入を超える臨時支出に関する計算書」が添付されている。この報告書は、この間の負債の形成と公爵家財政の総括ともいべきものである。

第2表から分かるように1844年の公爵家財政の特徴は、第1に、収支はほぼ同額であるが、僅かとはいえ、欠損が生じていること、第2に、支出に関して、「利子および年譜金」が50,000ポンドとなり、収入額の45パーセント以上を占め、公爵家財政の重荷になっていることである。これに対し、B・カリイは、次のように述べている。全文を紹介しよう。

「大きな負債に対処しなければならないという困難はいまもそのまま存在し、新たな借入をすれば困難はいっそう大きくなります。そのことがこれから年々の支出を年々の収入の範囲内に制限しなければならないことを無条件に必要としています。

収入の非常に大きな部分が引き出されるアイルランドの状態は新たな心配の種です。

かかる文脈で大切なことは、建築、道路、工事、そしてその種の改良に必要とされる将来の臨時支出を止めることです。

5,700ポンドと見積もられたデヴォンシア・ハウスの改築は12,000ポンドの費用を要しました。私は、巨大な温室やチャッツワースの他の建築の経験によって次のことを知りました。つまり、それらに取り組むことをいっそう危険にする事項の見積りには如何なる信頼もよせることはできないということが、それです。<sup>49)</sup>」

この評価は、公爵の浪費癖に対する批判を含むために、慎重に言葉が選ばれ、かつ極めて簡潔なものとなっている。みられるように、カリイは、第1に、公

48) Ibid., p. 82.

49) Chatsworth MS. 229, Benjamin Currey, *Statement for Consideration, June 1844*.

爵家財政が、莫大な負債のために、「無条件に」収入の範囲内に支出を制限しなければならないこと、しかし第2に、収入の大きな部分を依存するアイルランドの状態が「新たな心配の種」<sup>50)</sup>であるとはいえ、臨時支出を止めれば、収入の範囲内に支出を制限することができるし、したがって公爵家財政の維持も可能であることを明らかにしている。B・カリイの評価は、負債による困難にもかわらず、どうにか財政を維持することができるというものであった。

これは、同時に「大きな負債」の原因についての評価でもある。かれは、負債の原因が建築等の臨時支出にあり、しかもそれは見積と実際の費用とが甚だしく乖離し、「見積りには如何なる信頼もよせることができない」と述べ、臨時支出がその原因であることを強く印象づけている。

第3表 収入を超える臨時支出1817-1843年

項 目	額 (ポンド)
チャップワース・ハウス	269,689
温室	33,099
家具, 大理石彫刻物, 食器類	92,829
村道および他の改良における建築物の修理と新築	97,789
大使館の修理	26,702
計	520,102

第3表は、「1817年から44年までの収入を超える臨時支出に関する計算」を示したものである。「収入を超える臨時支出」という表現は、字句通り読めば、負債の原因と同義であることは明らかであろう。この臨時支出項目のどれもにジョセフ・バックストンが関与していることを重ね合わせて読めば、カリイの計算は、「大きな負債」と財政「困難」の責任がバックストンにあることを示唆しているものと理解できる。公爵位継承から44年までに、土地売却と負債によって90万ポンド近くが新たに調達されたことは既に述べたが、この超過額520,

50) ここでの「新たな心配の種」とは、あの「大飢饉」のことを指しているのではない。これが書かれた1844年は「大飢饉」が始まる前の年であり、別のところで、かれは、1840年のダニエル・オコンネルによる合同撤廃協会の創設とアイルランドの独立を目指す民族運動の高揚が借地関係に否定的な影を落とすことを心配している (Chatsworth MS.251, Benjamin Currey to the 6th Duke of Devonshire, 24 Aug. 1844.)

102ポンドは、その合計額の半分を占めている。もし支出が収入を超えない範囲内で行われ、新しく調達された資金が、負債の返済に充てられていたならば、財政困難の原因である莫大な負債は存在しなかったであろう。この報告書は、公爵の臨時支出への動機を衝迫したバックストンに、今日の地主財政の困難の責任があることを強く主張したものと考えられる。それ故、この報告書は、総差配人によるこの時点における公爵財政の総括であるだけでなく、バックストンの反論を引き出し、40年代の財政再建をめぐる論争の出発点ともなった。

### むすびにかえて

再び第2表に戻ろう。支出項目の利子と年譜金は、44年の50,000ポンドから46年の半額以下の24,000ポンドへ減額され、収入項目のイングランド送金が、44年の72,000ポンドから58,000ポンドに減少している。この変化は、財政再建をめぐる論争の後で生じたものであるが、この間に所領売却によって負債が一部返済されたことを窺わせるものである。論争の焦点は、負債返済のために土地売却を行うのか、それとも節約によって負債を返済するのか、売却するとすれば、イングランド所領を売却するのか、アイルランド所領を売却するのかであった。

財政困難の原因が、地方所領からの収益の低下ではなく、公爵財政における浪費的支出にあったことは、既に明らかにした通りである。論争の一方の当事者であるバックストンは、《土地売却＝増収、純粋にレンティエとしての資産運用の視点》から、土地売却による負債の一挙的返済を主張し、B・カリィは、《支出削減＝節約と土地改良＝増収、家産維持の視点》から、負債の部分返済を主張している。この背後には、鉄道株式投資による致富の経験があるバックストンと「家産を守ることが最高の目的<sup>51)</sup>」であるとする総差配人B・カリィによる、土地資産およびその管理に関する考え方の違いがあったと思われる。かれらのそれぞれの再建策を稿を改めて検討し、この違いを明らかにしよう。それは、19世紀英国土地貴族の家産管理・所領経営に関する同時代人の考え方を明らかにするだろう。

51) Chatsworth MS. 233, Benjamin Currey to the 6th Duke of Devonshire, 20 July. 1844.